

一宮市水道料金等審議会会議録（第2回）

- 1 日時 令和5年8月9日(水) 午後2時00分～午後3時20分
- 2 場所 一宮市役所11階1102会議室
- 3 区分 公開(傍聴人 0名)
- 4 出席委員 10名
- 5 欠席委員 1名
- 6 事務局 16名
- 7 会議録署名者は、会長が2名指名した。
- 8 第1回での質疑について(水道)

◎会長

それでは、「議題3の1」の《第1回での質疑について》事務局に説明を求めます。

●事務局(経営総務課長)

第1回での資料説明において、自治体ごとの料金の違いについて、委員より、回収率などの指標を併記した方が、わかりやすいのではないかと、ご指摘をいただきましたので、前回の資料11ページでご説明しました水道料金の県内比較を示す棒グラフに、黒い折れ線で、1立方メートルの水を給水するのにかかる費用、「給水原価」と、赤い折れ線で、その費用を水道料金で回収できているかを示す「回収率」を加えました。回収率が黄色のライン、100%を超えていれば費用を水道料金で賄えていると言えます。黒い折れ線の給水原価が高い市町ほど、その経費を回収するために、水道料金が高く設定されている傾向をみることができます。

なお市町によって経費が高い、低いと差がでている理由については、県水の受水費や、減価償却費など、地理的な要素、様々な要因による影響があります。

次のページ(資料2ページ)をお願いいたします。

このグラフは、先程の水道料金の県内比較の棒グラフに、水色の折れ線グラフで「供給単価」を表したものです。

「供給単価」とは、お使いいただいた水道水、1立方メートルあたりで、どれだけの収益となるかを表す単価で、1立方メートルは、1,000リットル、つまり、500ミリリットルの「おりひめ」2,000本分となります。一宮市の供給単価は117円となります。棒グラフの順番と、1立方メートルあたりの収益の順が一致していないことが見られます。

ここで、赤枠で囲った同程度の水道料金、供給単価の 10 市を用いて水道料金が違う理由について説明させていただきます。

次のページ(資料 3 ページ)をお願いいたします。

先程の赤枠内の 10 市の供給単価と、1 か月 20 立方メートル使用時の水道料金を、基本料金、1 か月あたり 10 立方メートル、20 立方メートルと分解したものになります。20 立方メートルの水道料金が一宮市より安い自治体のうち、豊橋市、小牧市を見てみますと、供給単価は一宮市を上回っております。

また、10 立方メートル使用時の水道料金では、豊橋市 810 円、小牧市 975 円、一宮市 606 円となっており、一宮市が一番安い状況です。一宮市が 10 立方メートルまでを基本水量とし基本料金に含まれていることから、基本水量を採用していない他市と比べ、10 立方メートルまでの収益の差が与える影響が大きいです。

これは、この後ご説明致します料金改定を考えるうえで、使用する水道の量が多い人や少ない人に、どの程度負担をお願いするかといった議論において重要な要素となります。

◎会長

ただいまのご説明につきましてご質問はありますでしょうか。

9 改定案について(水道)

◎会長

引き続きまして、「議題 3 の 2」の《改定案について》事務局に説明を求めます。

●事務局(経営総務課長)

資料 4 ページをお願いいたします。

料金改定を検討する中で、満たすべき経営指標が二つあり、料金回収率と保有資金残高であります。

料金回収率とは、水道料金収入で、水道水をご家庭などにお配りするための費用をどれだけ、賄えているかを表すもので、100%以上が必要となります。

前回の審議会でもご説明いたしましたが、こちらのグラフが料金回収率の推移でございます。令和 4 年度以降は、100%を下回る見通しで、かかっている費用が水道料金で賄えていない状況です。

これは、人口減少や少人数世帯の増加などによる収益の減少を見込んでおり、現行の

料金設定のままでは、維持管理費や老朽化対策、大規模地震などの自然災害への備えなどにかかる経費の回収ができなくなる見込みから、水道料金の改定が必要と考えおります。

次のページ(資料 5 ページ)をお願いいたします。

人口減少や少人数世帯の増加などによる収益の減少により必要となる費用が水道料金で賄えていない状況となりますと、事業を継続していくための資金が減少していくこととなります。

このグラフは、料金改定を検討する中で、満たすべきもう一つの経営指標である資金予測となります。こちら令和 4 年度以降の減少を見込んでおります。各年度に最低限保有すべき下限額を棒グラフで示しておりますが、現行の料金設定では令和 7 年度以降、下限額を下回り、今後、必要となる様々な事業を円滑に行うことができなくなります。

そのため、必要となる資金を確保するため、緑色の折れ線グラフでお示しました、令和 6 年度に 15%の料金改定が必要であると考えております。

次に水道料金の設定を行う上での基本的な考え方についてご説明いたします。

次のページ(資料 6 ページ)をお願いいたします。

水道料金の設定を行う上での、基本的な考え方として、料金算定期間である令和 6 年度から令和 10 年度の 5 年間にかかる費用のうち、水道料金で徴収すべき費用である、料金算定費用を賄えるように水道料金を設定する「総括原価法」という考え方があります。

これは、費用全体を、料金の徴収にかかる費用である「需要家費」と、水道の使用にかかわらず発生する費用である「固定費」、水道の使用量に応じて発生する費用である「変動費」に分け、基本料金や超過料金に割り振っていくものとなります。

本来、固定費は基本料金に割り振るものですが、その場合、基本料金が高額になりすぎるため、固定費の一部を超過料金に割り振っております。

次に、皆様の水道の利用状況についてご説明いたします。

次のページ(資料 7 ページ)をお願いいたします。

このグラフは、料金徴収の基となる使用水量を算定するための、水道メーターの検針データを基に、1 か月あたりの使用水量帯別、用途、口径別に集計した令和 3 年度の水量分布になります。

検針は 2 か月ごとになりますので、例えば 1 回の検針で、2 か月の使用水量 30 立方メートルの水道料金は、1 か月あたり 15 立方メートルの使用として①、②、③の水量帯で 5 立方メートルずつ使用されたということで、1 か月ごとの水道料金を計算し、2 か月分に合

算されます。

このグラフから基本水量である0 から10立方メートルと、11から25立方メートルの水量帯が多くを占めていることが分かります。水量1立方メートルあたりの料金収入が減少していることから、人口の減少が1世帯あたりの人口が減少につながり、その結果、使用水量が単価の安い水量帯に移動していると分析しております。

次のページ(資料8ページ)をお願いいたします。

このグラフは基本料金と、水量帯別に使用水量あたりの超過料金を集計したものになります。料金収入の内訳として、基本料金が28.7%、超過料金で残りの71.3%となっています。

7ページのグラフで、0から10立方メートルの水量帯の水量が全体の45%近くを占めていることをご説明しましたが、基本料金に含まれている水量のため、超過料金が発生していません。

この状況を踏まえ、必要とする収益を達成するための改定案を作成いたしました。

次のページ(資料9ページ)をお願いいたします。

この表は現在の料金表に改定パターン案を反映させたものになります。黄色の部分に改定後の料金を表しており、カッコ内の数字が値上げする額を表しています。

まず、この改定パターン①につきましては、基本料金、水量帯別の超過料金の全てにおいて、一律15%増加させたものとなります。そのため全ての使用者の負担が15%増加する形となります。

一律15%の増加ですので、左側の表中、11から25立方メートル単価は17円の値上げとなり、101立方メートル以上の単価は43円の値上げとなり、1立方メートル当たりの値上げ額に差が生じます。

この改定パターン①は、使用水量が多い水量帯も15%の増加となっているため、将来の人口減による使用水量の減少による収入減の影響が比較的大きくなる改定パターンとなります。

次のページ(資料10ページ)をお願いいたします。

次の改定パターン②は、基本料金を15%の定率で、超過料金を定額の13円増加させたものとなります。

また、基本水量を撤廃し、0から10立方メートルの水量帯に料金が発生することで、9ページの改定パターン①と比較すると、11立方メートル以降の料金の増加額が軽減された形になります。

次のページ(資料 11 ページ)をお願いいたします。

この改定パターン③は、基本料金を定率 15%、0 から 10 立方メートル、11 から 25 立方メートルの超過料金をそれぞれ定額 15 円増加させたもので、26 立方メートル以上は現行の超過料金としています。

一見、たくさん使用されている方は、負担増とならないように見えますが、0 から 25 立方メートルの部分も使用され、それ以上の水量を使用することになりますので、26 立方メートル以上ご使用する方も、0 から 25 立方メートルの部分の増加を、ご負担いただくことになります。

この改定パターンですと、改定パターン①、②に比べ将来の人口減少に伴う使用水量減少の影響を軽減することとなります。

水道料金の改定パターンを検討するにあたっては、一宮の水道事業を将来に渡し、安定的に持続させるべく改定した経営戦略で定めた、基本理念「命の水を未来へ引き継ぐ一宮の水道」を実現するための「3 つの基本方針」である「水道サービスの持続」、「安全な水道」、「強靱な水道」、これらを実現するために必要となる事業費を基にしつつ、今後の人口減少に伴う使用水量の減少による収入減を考慮し、作成いたしました。

◎会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この件に関しまして何かご意見・ご質問のある方は、発言をお願いいたします。

改定のパターンは 3 つありました。改定パターン①は一律 15%ずつ上げる、改定パターン②は基本料金を定率 15%上げて、従量料金を定額で 13 円ずつ上げる、改定パターン③は定額 15 円上げる。

これだけの観点で良いのかというご意見もあると思います。

ここで、欠席されている委員からのコメントをお預かりしておりますので、お伝えします。

3 つご意見がありまして、1 つ目は、料金改定することについては、経営状況を考えると必須であると思う。

2 つ目に、料金体系について、目指すべき姿はどのようなものであり、一宮市の現状の料金体系がどのような状況であるのか知りたい。

3 つ目に、経営状況を安定化させるためには、基本料金が重要であると考えます。事務局案とした場合、基本料金分で、どこまで費用を賄えるのか情報が欲しい。

このことについて、事務局からご答弁はございますか。

2 つ目の目指すべき姿は示していただいていると思います。現状の料金体系は改定パ

ターンの中に含まれているのかもしれませんが、現状の料金体系を改めて提示していただきたいと思います。

●事務局(上下水道部次長)

現状の料金体系につきましては、資料8ページの一番左に書いてありますとおり、基本料金で28.7%、超過料金で71.3%の収入となっております。

今後の料金体系について、3パターン示させていただきました。改定パターンでは、資料9ページの右下に載っております通り、基本料金で30.1%、超過料金で69.9%を賄う比率で作成しております。

◎会長

委員の意図されたことがわかりませんが、その比率で良いのか確認していただけますか。

基本料金でどこまで賄うのかについては、議論があると思います。基本料金と超過料金の割合が大体30%と70%というお話でしたが、基本料金と従量料金の割合が適切なのかという議論をしたいと思います。一宮市の考え方を次回お聞かせ願えたらと思います。

今の時点では難しいかもしれませんが、委員の皆様の考えをお聞かせください。

○委員

資料9ページにある改定後の水道料金の表に、1家族世帯や、2世帯と書いてあります。1家族世帯3人とありますが、1世帯あたりの人数の決め方を教えてください。

●事務局(経営総務課長)

上下水道事業の決算にあります給水人口は、一宮市において水道を使われている人口です。世帯数も出しておりますので、給水人口を世帯数で割りますと、1世帯あたり約2.6人となります。平均値を用いて1世帯3人としております。

○委員

2世帯であっても3人家族のところもあると思います。3人でも2世帯分を払っているということになります。

●事務局(経営総務課長)

親御さんのものと、お子さんのもの合わせて2つメーターを付けているところだと、料金は2つとも発生します。2世帯でも1つのメーターで水道を賄っているところは1つ分の金額になります。

○委員

私の場合ですと、世帯主の父が亡くなりましたが、変更を出しても水道の明細は父の名

前できています。世帯主が変わったときの事務的な処理について、2世帯から1世帯となった場合はどうなりますか。

●事務局(経営総務課長)

1つの家で2つのメーターを使ってみえ、片方のメーターを使用しなくなった場合、中止の届出を上下水道部の水道お客さまセンターもしくは営業課に届けていただいて、中止をしていただくこととなります。基本料金が発生しない手続きをしていただく必要があります。

○委員

メーターが1つであれば人数が5人でも1世帯家族になるのですね。

●事務局(上下水道部次長)

世帯の人数はあくまで参考として書いております。例として、13mmのメーターで月15立方メートル使用される方の料金を記載しています。2世帯などとして書いてあるように、20mmのメーターで月に50立方メートル使われる方の料金も例として書いています。

1世帯でも1人でも月に50立方メートル使用されれば同じ金額となります。1世帯の人数や2世帯などという表記はあまり気にしていただかなくてよろしいかと思います。

○委員

今の時点で分かれば教えていただきたいのですが、基本料金の割合を30.1%として改定案を出されています。愛知県内では基本料金の割合は高いのですか。

●事務局(経営総務課長)

今はまだ調べておりませんので、次回回答させていただきます。

○委員

次回回答をお示しください。

水道料金の3つのパターンをお出しいただきましたが、市民の皆様から回収される料金は一緒になると考えればよろしいでしょうか。

●事務局(経営総務課長)

はい。

◎会長

下水道についても説明を聞いて、皆様からご質問をいただきたいと思います。

10 第1回での質疑について(下水道)

引き続きまして、下水道事業につきまして《第 1 回での質疑について》事務局に説明を求めます。

●事務局(経営総務課長)

資料 12 ページをお願いいたします。

こちらは、第1回でご説明しました下水道使用料の県内比較を示す棒グラフに、青色の折れ線で、下水道使用料で徴収すべき、1 立方メートルの汚水処理にかかる費用、「汚水処理原価」と、オレンジ色の折れ線で、その費用を下水道使用料で回収できているかを示す「回収率」、グレーの折れ線で、下水道を整備した地区での接続状況を示す「水洗化率」を加えたものとなります。

回収率については水道と同様に、処理費用を使用料で回収できているかの指標でもあるため、小牧市のように下水道使用料が安いことで、経費が回収できていないという市町も見られます。

下水道使用料による経費の回収ができないままでは事業が成り立たなくなるため、税金などによる補助を受け、事業を維持していると考えられます。

整備がほぼ完了している水道と異なり、下水道は整備途中の市町が多いことから、「水洗化率」が1立方メートルにかかる経費の回収に大きく影響します。

例えば 100 人分の下水道を整備した場合、接続者が 10 人しかいない場合は、水洗化率が 10%ということになります。この時の費用を下水道使用料で 100%回収するには、接続している 10 人の使用者に負担していただくこととなります。

このような状況から、水洗化率が低く、回収率の高い、愛西市、弥富市の下水道使用料が高くなっていると言えます。

次のページ(資料 13 ページ)をお願いいたします。

このグラフは、先程の下水道使用料比較の棒グラフに、基本使用料と、1 か月あたり 10 立方メートルを使用した場合の下水道使用料を加え、さらに、緑色の折れ線グラフで 1 立方メートルの水量、使用料算定のもととなる水量、1 立方メートルあたりの収益、「使用料単価」を示したものになります。

水道と同様に基本使用料と 10 立方メートルを使用した場合の下水道使用料が収益に与える影響は一宮市では非常に大きいと言えます。

使用料改定を行う際に、どの使用水量帯に、どの程度負担をお願いするかの重要な要素となります。

◎会長

委員の皆様からご質問、ご意見はありますでしょうか。

これだけでは難しいと思いますので、本題の改定パターンの説明を受けてご意見等をいただきたいと思います。

11 改定案について(下水道)

引き続きまして、「議題 3 の 2」の《改定案について》事務局に説明を求めます。

●事務局(経営総務課長)

資料 14 ページをお願いいたします。

第 1 回の審議会でもご説明した内容となりますが、下水道事業の資金についてご説明いたします。

黒色の折れ線グラフは資金の残高、緑色の棒グラフが企業債の償還による資金の流出額を表しております。

折れ線グラフの資金残高は、近年 70 億円前後で推移しております。

しかし令和 7 年度以降は減少し続け、令和 13 年度にはマイナスと予測しております。

その要因につきましては、使用料収入で費用を賄う事が出来ず、今後、下水道施設のさらなる老朽化への対応、浸水被害軽減や地震対策を着実にを行うために、企業債による資金確保を行わなければならない、その結果、企業債の償還による資金流出が発生します。

したがって、企業債に頼ることなく、資金確保を行う必要があります。

そのため、年度末時点で、どれだけの資金を保有すれば事業の継続が可能なのか、ご説明いたします。

次のページ(資料 15 ページ)をお願いいたします。

黄色の棒グラフが各年度末に最低限保有すべき資金となります。

この年度末保有資金の下限額の根拠でございますが、年度末にまだ支払っていない費用である未払金と次年度に下水道施設の新設、改良、更新に必要な資金の不足する額である、資本的収支不足額を足したものでございます。

折れ線グラフの黒色の線が、使用料改定をしない場合の資金残高予測になります。

赤色の線は、令和 6 年度に 15%、令和 8 年度に 15%の使用料改定をした場合、緑色の線は、令和 6 年度に 25%、令和 8 年度に 20%の使用料改定をした場合、一番上の青色の線は、令和 6 年度に 45%の使用料改定をした場合の予測を示しています。

黒色と赤色の線では、下限額の資金を維持することができませんので、工事費や企業債償還などに支障をきたし、事業の継続が出来なくなると予測しています。

以上のことから下水道事業では、令和 6 年度に 45%の改定が必要です。

しかし、45%というのはとても急激な負担増となり、利用者の立場とすれば受け入れがたいものと思います。

従いまして、45%を段階的に改定するという事で、令和 6 年度に 25%改定し、さらに令和 8 年度に 20%改定するという 2 段階の改定によって事業の継続を行います。

次のページ(資料 16 ページ)をお願いいたします。

次に、下水道使用料の改定を考えるときの基本的な考え方についてご説明いたします。

皆様からいただく下水道使用料は、基本使用料と従量使用料を合算したものです。

この、基本使用料と従量使用料の割合について検討する必要があります。

具体的には、使用料の算定期間、令和 6 年度から 10 年度までの 5 年間で、下水道使用料で徴収すべき費用を計算します。

そして、この費用を 3 つの種類に分解したものが右側になります。

上から順に、「需要家費」、「固定費」、「変動費」となり、需要家費は主に使用料の徴収に要する費用。

固定費は、人件費や施設修繕費、減価償却費など水量の増減にかかわらず発生する費用、変動費は、電気代や薬品費、県へ支払う負担金など水量の増減と連動する費用です。

需要家費と固定費の一部は基本使用料また、固定費の残りと変動費を従量使用料で徴収するのが一般的でございます。

次に、1 か月あたりの使用水量がどのようになっているか、ご説明いたします。

次のページ(資料 17 ページ)をお願いいたします。

先ほど水道事業のところでご説明したグラフと同様の傾向となっております。

このグラフから基本水量である 0 から 10 立方メートルと、11 から 25 立方メートルの水量帯が多くを占めていることが分かります。

また、200 立方メートル以上の水量が、水道事業に比べて多くなっております。

これは工場などの水を多く利用する事業者が、水道は工業用水や井戸水を使って、排水については下水道に流すことが影響しています。

次のページ(資料 18 ページ)をお願いいたします。

このグラフは皆様から頂いた下水道使用料について、基本使用料と、水量帯別に使用水量あたりの従量使用料を示したものです。

使用料収入の内訳として、基本使用料が 25.7%、従量使用料で残りの 74.3%となっています。

1 ページ前のグラフで、0 から 10 立方メートルの水量帯の水量は全体の 37.4%を占めていますが、この水量帯の使用料単価が 8 円と低額のため、使用料収入としては 3.1%しかありません。

この状況を踏まえて、目標とする収益を達成するための改定案を作成いたしました。

次のページ(資料 19 ページ)をお願いいたします。

この表は現在の料金表に改定パターン案を反映させたものになります。

黄色の部分が改定後の料金を表しており、カッコ内の数字が値上げする額を表しています。

この改定パターンは、基本使用料、水量帯別の従量使用料全ての金額を一律、令和 6 年に 25%、令和 8 年に 20%増加させたものになります。

そのため全ての使用者の負担が 2 回の改定を経て 50%増加する形になります。

右側の表は、1 か月あたりの下水道使用料を現行と改定案で比較したものでございます。

ひと月に 5 立方メートル使用した場合、15 立方メートルした場合など、使用水量に応じた比較一覧でございます。

次のページ(資料 20 ページ)をお願いいたします。

改定パターン②は基本使用料を 50%、従量使用料を定額の 33 円増加させたものとなります。

表の一番上にあります「一般用」につきましては、従量使用料はどの水量帯でも均一の 33 円の改定となり、使用水量の多い少ないにかかわらず平等な改定となります。

また、公衆浴場用は令和 6 年度に 10%、令和 8 年度に 5%の改定。

工場廃液用については令和 6 年度に 15%、令和 8 年度に 10%の改定となります。

これは、特定事業用と格差があり、将来的な統合を見据えて使用格差の縮小をするためでございます。

臨時用は現行使用料が工場廃液用と同額となっており、改定率も同率の令和 6 年度に 15%、令和 8 年度に 10%の改定としております。

特定事業用は令和 6 年度に 25%、令和 8 年度に 20%の改定としております。

公衆浴場用、臨時用、工場廃液用、特定事業用につきましては、この後にご説明いたします、パターン③と④でも同率としております。

次のページ(資料 21 ページ)をお願いいたします。

改定パターン③は、従量使用料は現行のままとし、増額する部分をすべて基本使用料に寄せたパターンとなり、固定となる基本料金で賄っていくものとなります。

これは先ほど 16 ページの使用料算定の考え方に近づけたものとなります。

次のページ(資料 22 ページ)をお願いいたします。

改定パターン③で基本使用料に寄せたものに対し、この改定パターン④は基本使用料を改定せずに、従量使用料に寄せたものでございます。

従量使用料は一律、1 立方メートル当たり 50 円でございます。

下水道使用料の改定パターンを検討するにあたっては、生活環境の向上、公共用水域の水質保全、浸水被害の軽減を目的とし、市民生活に不可欠な都市基盤として重要な役割を果たしており、将来に渡り持続させなければなりません。

水道事業でもご説明しましたが、下水道事業においても、経営戦略の改定を行いました。

基本理念を「いつまでも守り続ける循環のみち 一宮の下水道」と定め、その理念を実現するための基本方針である「環境を守る下水道」、「生活を守る下水道」、「下水道をいつまでも守る」。これらを実現するため、下水道の未普及地区の整備や、流域下水道への統合、浸水対策や地震対策など、自然災害への備えが重要となります。

維持管理・更新など予防保全に努めながら、施設の統合などにより、一層の経費削減に努めてまいります。下水道事業を継続していくために改定案を作成いたしました。

◎会長

下水道の使用料改定の考え方は、上水道から 1 つ増えまして、4 パターンになっております。改定パターン①は一律で改定、改定パターン②は従量使用料を定額で上げる、改定パターン③と④はあえて極端な出し方をされております。使用料体系は基本使用料と従量使用料の 2 つからなっておりますが、改定パターン③は従量使用料を変えずに基本使用料を改定します。改定パターン④は基本使用料を変えずに従量使用料を改定します。

皆様からご意見をいただきたいですが、私が感じたことを申し上げます。

(欠席された)委員のご指摘にもありましたが、どれくらいの割合が適切なのかという議論が必要であると思います。

(欠席された)委員のコメントをご紹介します。上水道でご指摘されたことと同じことをおっしゃっております。現在の使用料体系を今一度表してほしいというご要望がありました。

上水道の時に確認しませんでした。上水道の中で今までと大きく変えようとしているところがあります。資料7ページに基本水量が0円と書いてあります。今回は基本水量を撤廃して、0円というところをなくし、お金がかかるようにする。こういう所も大きく変えようとしています。

恐らく、委員のご要望の1つは、現在がこのような料金体系であり、これから大きく変わるところを分かりやすく説明していただきたいということだと思います。

下水道使用料は、水道料金と共通したこともあれば、下水道使用料ならではのこともあろうと思います。その点を分かりやすく見せた方が良くと思います。

資料12ページにある他の自治体との比較の中で水洗化率や回収率があります。前回の時も経営の改善努力をされていると事務局からご説明がありまして、努力はされていると思います。しかし、一宮市の今の数字が決して良いとは言えません。今後、使用料改定をしていくにあたりまして、市民の負担が増える中で、市としては今以上に数値を上げる努力をしていることを見せていく必要があると思います。改善していくものを表す必要があると思います。

私が思いましたのは以上であります。委員の皆様からご質問・ご指摘がありましたら、発言をお願いいたします。

○委員

特定公共下水道を使わせていただいておりますが、一宮市の方針である循環する水の流れについて、調べる必要があります。一宮市は水の地下の配管網が素晴らしく、工業的には日本全国でも有数の水の町だと思っております。先代から当たり前に使わせていただいておりますが、料金はまだ勉強しないと理解できないです。

産業として、繊維などの工場から廃液を流さしていただいております。繊維の事業も減っておりますが、繊維以外の排水処理を行っている産業に下水道を使っただけ、水量を増やすことで少しでも財政を良くしていくことは考えられないのでしょうか。

一宮市に企業を誘致できるかは分かりませんが、水を使う産業に水のインフラが整った素晴らしい一宮市をアピールすることはできないでしょうか。

結果的に排水事業が健全にできるような体制を作る必要があると思います。私たち繊維の企業は賃上げができない状況で大変ひっ迫しております。経営改善はしますが、全てエネルギーなどに奪われてしまう現状がございます。さらに水道料金の値上げが出てき

ますと、内容について理解はできますが、少しでも負担を減らしていただきたいというご相談でした。

◎会長

ありがとうございます。特定事業の経営改善にも大事なことであると思います。

積極的な勧誘などの取り組みはされておりますでしょうか。

●事務局(上下水道部次長)

上下水道部として、企業誘致への取り組みは行っておりません。一宮市として、以前に萩原町や木曾川インター周辺などに企業誘致を行ってございました。直接関わっておりませんので、詳しくは存じ上げませんが、企業誘致の取り組みを行っております。委員がおっしゃった特定地区ですと、萩原や木曾川地区とは違い、元々の繊維会社があった地区が特定区域でございます。その跡地の再利用になりますので、一宮市として行動を起こしづらい状況だと思います。その方が繊維業を廃業されて次にどうされるかになると思います。

最近では住宅になるケースが多くなっています。一宮市に相談があれば、企業誘致担当の部署が相談にのれるかもしれませんが、一宮市が介入しにくい現状であると思います。

○委員

現状ある企業の後に入ることができないと、工業廃水が増える余地がないということでしょうか。

●事務局(上下水道部次長)

特定区域に関しては区域が決められておりますので、違う区域にできた企業は特定区域になることは出来ません。

○委員

特定区域は減少していく方向かもしれませんね。

◎会長

いずれにしても、企業を多くして接続を進めていきたいと思います。

他にご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○委員

色々なパターンを見させていただきましたが、必要な経費は分かっているので、それを出さなければいけないと思います。基本料金をかなり高く上げられると、私たちとしては、すごい高騰したなど感じます。ある程度基本料金を上げないと固定の収入が出てこない

のですが、使った分だけは平等に支払いたいという思いはあります。

また、基本料金を全く上げないのも問題だと思います。基本料金だけ上げて、従量料金を全く上げないと、水道を使わないように家庭内ではいくらでも努力します。努力をして家計のやり繰りをしますが、水道や下水をきちんと整備していただくことも必要だと思うので、何が一番良いか考えますと、ある程度基本料金は上げないといけないと思います。従量料金も上げないといけないと思います。その両面のどこを妥協するかが重要だと思います。

一宮市から案を出していただいた中では、個人として水道は資料10ページの改定パターン②、下水道は資料20ページの改定パターン②が良いと思います。出していただいた資料からいくと、ある程度きちんとしたお金も徴収できて、市民からしてみると基本料金は高くなったかもしれませんが、自分たちの努力でなんとかできる範囲という印象を受けました。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

私は、以前蒲郡市に住んでいました。蒲郡市はダムから水を買っているため、当初から水道料金も下水道使用料も高いと感じていました。一宮市に引っ越してきて、水道料金と下水道使用料がすごく安く感じました。今の状況から見ると、人口減少も関わってくるので、料金の改定は勿論のこと、基本料金も上げるのは致し方無いという考えでいます。

ただし、改定パターンで基本料金があまりにも高すぎると、家計に堪えます。主婦目線からいくと、なるべく緩やかな上昇にさせていただきたいと思います。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

第1回水道料金等審議会と今回の第2回水道料金等審議会だけでも料金の値上げが大切なことだと感じました。環境などの問題を考えると値上がりすることは大変だと思います。主婦目線で考えると、今は何でも値上がりしているため、財布に優しくしていただきたい。今の段階で改定パターンや数値は決められませんが、市民にも分かりやすく伝えられるような料金を話し合えていけたら良いと思います。

◎会長

今日は基本的な考え方なので、これから料金の例が出てくると思います。

他にはいかがでしょうか。

○委員

下水道の値上げについて、一気に 45%一気に上げるわけにはいかないと思いますが、使用料がこのままで良いとも思いません。

私の会社にいる一宮市在住の方にも聞きましたが、急激な値上げは止めてほしいと言っていました。電気代も上がるので、水道料金が上がるのは仕方がないとも言っていました。

私は浄化槽を使っておりますが、皆様下水道に接続されているのでしょうか。以前は下水道に接続するのに 10 万円から 20 万円かかると言われました。今はどのくらいの方が下水道に接続されていますか。

●事務局(上下水道部部長)

水洗化率を見ると、下水道に接続されている方が 75%から 76%おりますが、まだ 25%の方が下水道に接続していただいております。下水道に接続していただけるように、まだ接続していただいていない方のお宅に訪問してお願いに回っている状況です。

○委員

下水道に接続するのに 10 万円から 20 万円かかると、下水道に接続しにくく感じます。

浄化槽を掃除してもらうと 1 回で 4 万円から 5 万円かかるので、下水道に接続するのにお金がかかるのは分らなくないですが、100%に近い接続率になるように働きかけていただきたいです。

前回の審議会で上下水道部の人員削減を考えているとおっしゃっていましたが、人員削減はおかしいと思います。人員削減をしてライフラインが維持できるのかなと思います。人員削減をして良くなるなら、どこの人員を削減すれば良いのか。住民へのサービスですので、満足できるようなサービスをしていただけるなら、人員削減は考えなくて良いと思います。

私は審議会に出ているので上下水道の現状を理解していますが、一般の人には分からないと思います。一般市民の方にどうやって伝えていくのが大事だと思います。

◎会長

ありがとうございました。

○委員

私の家庭や会社の水道料金を見たことがないため、水道料金を見てから審議会に参加の方が良かったのかと思いました。

現行の料金表を見せられても裏付けが分かりません。人口の減少などどこまで加味した表なのか。経営状況が、実際にここまでひどくなるのかという疑問があります。

基本料金の考え方は重要になると思います。基本料金の基本とは、どこに置くのが非常に大きい話だと思います。他の自治体で基本料金の割合がどうなっているのかが知りたいです。

○委員

水道料金は2ヶ月に1回払っているのですが、余計に大きな金額に感じると思います。

○委員

一宮市の水道料金が安いことは感じており、料金を上げないといけないのは分かりますが、周知方法が重要だと思います。水道料金とは別の話になりますが、放課後児童クラブに入る料金が3,500円から7,000円に値上げしました。一宮市は全国的にも放課後児童クラブの料金が安かったのですが、金額が倍になることで家計的に影響が大きいので、1,000円ずつ段階的に値上げしました。下水道使用料を45%上げる計画を立てており、値上げをするのは致し方ないと思いますが、段階を踏み緩やかに値上げするのが良いと思います。どうしてこんなに上がるのかを市民に丁寧に説明をしていただきたい。広報誌やweb ページ周知するのは当然なのですが、それだけでは市民の皆様の目に届かないので、周知方法を工夫するのが良いと思います。

事務局から一宮市は水洗化率が75%であり、類似団体は90%を超えていると説明がありました。どうして一宮市は下水道への接続率が低いのか、他の市町が高い原因を突き詰めて、接続率を上げてほしい。類似団体が水洗化率を上げた方法を検討する必要があると思います。

◎会長

事務局は次回回答をお願いします。

○委員

下水道使用料の改定パターンを見ておりますが、一般用は基本使用料がかかっていますが、工場廃液用と臨時用は基本使用料がありません。どのような経緯で基本使用料の有無が決められましたか。

●事務局(経営総務課長)

次回までに調べておきます。

○委員

市民の方や企業にも負担をしいるので、基本使用料に差がある理由を明らかにする必

要があると思います。一宮市の場合は繊維業を守るためかもしれませんが、理由をはっきりしておかなければならない問題だと思います。

次回回答していただきますようお願いいたします。

◎会長

考え方をはっきりされているようでしたら、教えていただきたい。

○委員

資料 1 ページに書いてある水道の回収率は 100%を超えており、税金で補填しなくても水道料金収入で賄えていると思います。

資料 12 ページに書いてある下水道の回収率は、一宮市で 66%であり、他の自治体も 100%に届いていません。これは、税金で補填していると思います。下水の改定パターンはいくつか示されておりますが、現行と同じ 66%の回収率であり、税金で補填していく予定ですか。その場合、費用をどう基本使用料に反映しているのか。下水道の今回示された改定パターンの回収率を教えてください。

●事務局(経営総務課長)

資料の 12 ページをご覧ください。

下水道の回収率はどの自治体も低く、水洗化率は高い自治体で 90%です。

どうして水洗化率 90%を達成できたのか調べきれっておりません。次回までにはお答えできるかなと考えております。

回収率は下水道の性質上、多額の費用を投じて大きな下水道管を埋設しますが、それに対する収益はかなり後から入ります。下水道に接続してからしか収入が入ってきませんので、その間の経営を助けるためにどこの自治体も補助金が出ており、回収率が低い状況が続いております。

○委員

下水道の回収率が低いのは理解しております。

今後かかる費用の回収率を 66%と考え、従来通りに残りを税金で補填することを前提として、下水道使用料の改定パターンを設定されていますか。

●事務局(上下水道部次長)

第 1 回水道料金等審議会資料の 26 ページをご覧ください。下水道事業の概要として、表の下から 2 行目に経費回収率が書いてあります。経費回収率は、令和 5 年度に 65.9%とあり、徐々に上がっていくことで令和 14 年度には 98.7%になる目標です。

○委員

資料の 26 ページに書かれている経費回収率を前提にしているのですね。税金の補填をできるだけ少なくしていく予定ですね。

●事務局(上下水道部次長)

税金による補填を 0 にすることは難しいので、徐々に減らしていく予定です。

◎会長

ありがとうございました。

委員の方から様々なご質問等がございました。

次回までに資料の追加等をお願いいたします。

本日の審議は以上となります。今後の予定につきまして事務局にお返しいたします。

12 次回審議会について

●事務局(経営総務課長)

次回の審議会でございますが、9 月 13 日、水曜日、午前 10 時から、場所は 6 階の特別会議室の予定をさせていただいておりますので、ご出席のほどよろしくをお願いいたします。